

第7期 第2回自治基本条例推進委員会 検討部会 会議録（概要）

名称	第7期 第2回自治基本条例推進委員会 検討部会 会議録
開催日時	令和5年12月14日（木） 午後6時30分～午後7時30分
開催場所	阪南市役所 3階 全員協議室
出席者	【検討部会委員】王生部会長、小坂委員、堀委員、斉藤委員、田中委員、佐渡委員、6人出席 【市】政策共創室 藤原室長、菊野参事、御坊谷室長代理、岩下総括主査、根来総括主事
傍聴人数	0人
議題	○推進委員会の振り返り ○再検討項目について
資料	○資料1 推進委員会からのご意見 ○資料2 （仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例（案）12月14日時点 ○資料3 地域まちづくり協議会の設立に向けた関係項目（素案） ○参考資料1 （仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例（案）10月30日時点 ○参考資料2 （仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例施行規則（たたき台）
会議	あいさつ 部会長 皆さんこんばんは。 前回の推進委員会につきまして、私は出席する事が出来ませんでした。申し訳ございませんでした。そこでどのような議論になったのかを事務局にも伺い、そして議事録の方も少し読ませていただく等フォローアップはしております。 本日は推進委員会でいただいた宿題について、部会でしっかり議論をしていきたいと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。 では本日の次第に基づいて部会を進行して参ります。まず次第3、推進委員会の振り返りについて事務局より説明をお願いいたします。 【推進委員会の振り返りについて説明】 事務局 10月30日に開催された推進委員会の振り返りについて、参考資料1に基づき説明。 （推進委員会の振り返りについて確認、委員からの意見、質疑・応答） 部会長 ありがとうございます。前回の推進委員会でこのような意見が出たという事、その大枠をご説明いただきました。何か今いただいた説明に関して、ご質問やご意見はありますか。 各委員 意見なし 部会長 少し具体的な話の方が良いかなと思うので、次に再検討項目について説明をお願いします。 【再検討項目について】 事務局 再検討項目について、資料1、2に基づき説明。 部会長 ありがとうございます。推進委員会からいただいた意見を基に、どのように対応するかという事務局の案を作成した事について説明をいただきました。 私達は第1条、第2条、第5条そして第7条に出た意見にどのように回答するかという事を今から議論する必要があります。順番に行こうと思いますがよろしいですか。それより先に何か聞いておきたいことがあったら質問をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。 （再検討項目(第1条 目的)について、委員からの意見、質疑・応答） 部会長 ではまず第1条の目的からです。この辺は書き振りをどうするかというのは皆様それぞれ考えがあるので、このように幾ら議論してもまた違うことを言われる恐れがあったりもします。しかし推進委員会で出た意見について部会としてどのような結論を出すかという事を少し本日は意識してまとめていきたいなと思います。 説明していただいた通り、推進委員会では内容を元に戻した方がいいのではないかと、違う条項を設けた方がいいのではないかと意見がありました。それを受けて事務局の方で、(ア)(イ)(ウ)の案を作成していただきました。結局この中からどれを選ぶのか。選ぶとして、文言等を修正する必要はないのかという事を考えていかなければならないと思うのですが、どうでしょうか。なかなかどうでしょうかと言われても難しい気もするのですが。 委員 一市民としてコメントを書いたのですが、私は上記の案はいずれも方向的には問題ないなと思っています。あとは今の段階でどれがいいのかという話だけかなと思うので、今この時代における阪南市の方向性としてどれが良いいのかを決めればいいかなと思います。少し勉強不足なのですが、目的の考え方は本当に多様だと思うので、これがこの時代に合うかなという案を選べばいいかなと思います。それに関して多数決があるのかどうかはわからないのですが。ここは議論で決めるべきなのではないでしょうか。 委員 ここは部会長が述べたように、文章の形というのは各自で色々考えが湧いてくるのではないかなと思います。案の中で住民自治という用語がありますが、これは何かまちづくり協議会とは違うのではないかなと私は思います。阪南市以外の市町村に今既に設置されている条例の例がありました。そこでも様々な表現をされていて、これというのはなかなかないわけですね。そのような中で、(ウ)変更なしが、案外私としてはいいのではないかなと思っています。 委員 色々意見はあると思いますが、私は(イ)が一番シンプルだと思います。他の市民が条例を見る時、まず第1条を見ますよね。その時に(イ)が一番、目的をシンプルに表現しているなという感じがします。コミュニティの活性化や地域課題の解決を推進するための新たな組織であるという事を(イ)に書かれているので、これが適切かなと私は思いました。

部会長	多分、理解しやすく書いてくださったという意味では、(イ)の修正案というのはそうかもしれないですね。内容が違わわけではないのですが、 どのように決めたらいいのでしょうか。おそらく(ア)に戻すことはないような気がするのですが、私達で話をして(ア)を変えているはずですけど、(ア)は書き振りの話ですが、協働によるまちづくりを推進するため、地域における住民自治を推進することを目的とするという、何か堂々巡りするような感じもします。そのような意味では今ご指摘をいただいたように、(イ)のコミュニティの活性化や地域課題の解決を推進するとかは(ウ)にも同様な事が書かれていますよね。(ウ)には地域の活性化や課題の解決に取り組むような事が書いてあるので、そういうことをきっちり入れておく方がわかりやすいかなと思います。 事務局、これはどうしたらいいのでしょうか。私もどちらでもいいなと思っています。他の皆さんはどうですか。
委員	私は(イ)のコミュニティの活性化という書き方だけよりも、(ウ)の地域の地縁組織とかが書いてある方がわかりやすいかなと思うので、(ウ)がいいかなと思っています。
部会長	誰が関わる組織なのかという事がきちんと入っておいた方がいいという意見ですね。混ぜ返すようですが、そのような表現を(イ)に追加することも出来ます。何をやる組織で、誰が関わるのかと先ほど委員が述べたように新しい組織、そのようなキーワードがきちんと入っていたらおそらく伝わるのではないかなと思いますが、どうですか。
委員	私は表現として正しいのかわからないのですが、ある程度アバウトの幅というものがあつた方が、様々な事例が出てきたときに対応しやすいのではないかと思います。出来るだけ言葉を少なくしてこのような解釈も可能だねというような書き方が望ましいのかなと感じました。
部会長	目的なので、みんなそういう感じに書いているからいいよという事ですよ。ありがとうございます。事務局、お願いします。
事務局	難しい問題を投げかけてしまい、申し訳ございません。 今、ご議論いただいている中で、(イ)か(ウ)か。(ア)を見た時、最初に目的を見た市民の皆様が、(ア)は結局何をやるのだろうというのが理解しにくいという部分がきっかけでした。その為、部会長がおっしゃるように(イ)か(ウ)という気はしているのですが、(イ)と(ウ)のハイブリッドも可能なというのは正直思っているところです。 資料2を見ていただきますと、まちづくり協議会の定義が実際に掲載されています。しかし正直、地区内の住民により構成されとか、あとは自治会等その他の活動団体のというような表現にとどまっています。したがって、同様な事を繰り返して書くような形になりますが、地域の地縁組織や個人事業者というような多様な主体が参画する組織であり、なおかつコミュニティの活性化や地域課題の解決を推進するための新たな組織だという部分で、ハイブリッドもしくは上手く調整をすればいいのではないかなと思っています。
部会長	どのような人が新しい組織である地域まちづくり協議会に関わるのかというのを(イ)に書き込むという事ですね。(イ)と(ウ)を統合しようという感じですかね。あと(イ)にコミュニティの活性化と、(ウ)に地域の活性化や課題と書いています。その点についても異なりますが、文言としてはコミュニティの方がいいのでしょうか。それとも、地域を活かすのでしょうか。
事務局	地域の活性化の方がいいかなというふうに思っております。
部会長	皆さん、それでよろしいでしょうか。敢えてここでコミュニティという言葉を出さないという事ですよ。今の説明の様に(イ)と(ウ)を少し混ぜると言えば変なのですが、言葉を足したりして読みやすくしましょう。あとは一見してわかりやすい条文にしましょうという事で、一旦、第1条についてはこれでよろしいですかね。 これが一番難しいなと思っています。またこの話に戻っても特に問題はありませんが。
(再検討項目(第2条 用語)について、委員からの意見、質疑・応答)	
部会長	次の第2条のところで用語になっている条文に入りたいと思います。これについては、推進委員会の方で幾つかの意見が出ています。第1号の住民自治という用語は不要ではないか。第4号の市民公益活動団体は、自治基本条例では市民活動団体になっていてそれらの整合性をとる必要があるのではないかと等です。上記の意見をいただきまして、それらを基に一番下の表にある検討として、事務局でいくつか修正案を作成しています。 まず、用語という言葉を変えて定義についてはあまり議論の余地がないかなと思います。また市民活動団体の書き方を自治基本条例に合わせる事についても特に異論はないかなと思います。合わせた方がいいというよりも合わせないといけませんよね。次に、(5)と(6)に参画と協働という用語を入れるという話なのですが。
委員	資料1の(4)の地域まちづくり協議会という用語の定義なのですが、これは、地域という言葉が必要なのかなと私は思います。今私たちは、箱の浦まちづくり協議会というものを立ち上げているのですが、もしこの条例に沿って名前を付けるとすれば、箱の浦地域まちづくり協議会というふうになります。わざわざ地域という言葉をつけないでもいいのではないかなと思うのですが。 あと協働という用語は、自治基本条例では市民と行政と議会と協働して行いなさいという事が書いてあります。しかしここでいう協働は、何か市民と行政という協働のような気もします。その辺についてはどうなのでしょう。三者が協働するという事を言っているのか。なかなか議会と協働するという事は市民として難しいですよ。今までやったことが無いようにも思うのですが。 私の理解が不足している部分もあるかもしれませんが、協働の意味をもう少し明確にしたいのではないかなという事と、地域まちづくり協議会という用語において地域という言葉は不要ではないかなと私は思います。
部会長	ありがとうございます。まず地域という言葉については、一応地域まちづくり協議会条例という事で話をしてきているところです。事務局へ伺いますが、ここでの地域という言葉には意味がありますよね。

事務局	特性や抱えている課題といった部分というのは、やはりまとまった一定の範囲の中で立ち上げる組織の中においては、地域という言葉がわかりやすいかなというのもありました。よって、地域まちづくり協議会、要は自分たちの地域を自分たちで運営を行い、地域の課題を解決していくという部分で、地域という表現をさせていただいています。 しかし先程委員がおっしゃるように、他市の事例を見ると、〇〇市まちづくり協議会条例という事も多くあります。また地域がついている市町もありますので、そこら辺については多様な感じがあるかなというふうには思っています。
委員	地域が決まれば、もうその地域の部分に緑ヶ丘や箱作とかの言葉を入れていいのではないかな。箱の浦地域まちづくり協議会ではなく、箱の浦まちづくり協議会という名前にしたらどうでしょうか。
委員	私はまちづくりセンターという職場に勤めていた時に、大阪市の地域の支援に関わった事があります。大阪市内では、まちづくり協議会や地域活動協議会という言い方をしますが、その名称自体はある程度自分たちで決めていました。したがって、条例としては地域まちづくり協議会条例とありますが、自分たちの団体をどう名乗るかというのは、ある程度は自分たちで決めて作っているというところはあります。 あくまで条例での名前は地域まちづくり協議会条例としておいて、自分たちの団体の名称は、箱の浦まちづくり協議会でもいいかなあとと思います。これはおそらく、また議論が後で必要かなと思いますが、それはまた後日に。やはり自分たちが何者であるのかが重要な気がします。
部会長	事務局、先程委員が少し補足をしましたが、作った団体がどう名乗るのかについては何か議論されていますか。
事務局	実際のところ、条例上は地域まちづくり協議会という形で条例を制定させていただいたとしても、おっしゃる通り自分たちの団体がこういうものかというものは、地域というよりも阪南市内に広がっていくようなものになっております。その為、この名称については、自分たちがどういうものなのかというものを、大々的に言う意味を含めてそこに地域の名前を入れる。要は、緑ヶ丘であれば緑ヶ丘地域まちづくり協議会であったり、箱の浦地域まちづくり協議会というふうに自分たちの地域はどこだということをしっかり明示するという意味も含めて、そのような名乗り方というのは、十分幅を持ってもいいかなというふうに考えております。
部会長	多分先の事例とかを見ても、微妙に名称を変えていたり、間にいきいきという文言等を入れたりする地域もあるので、ある程度その団体、その組織を作った人の意思がきちんと反映されるような名前のつけ方になればいいのではないかなと私も思います。 協働については、協働という言葉自体は意味としてはいいと思います。特に今回の地域まちづくり協議会の条例の中で、協働というものを考えていくと確かにあまりイメージしにくいかもしれません。行政との協働や、まちづくり協議会以外の組織との協働、例えば地域の学校や民間企業、事業所とか。あとはまちづくり協議会同士での協働といった様々な可能性も出てきます。その為、協働という用語は資料1の条例において、重要なキーワードになるかなあと私は思います。 ただ、今、事務局が提案したように参画と協働をこの条例にもう1度入れるかどうかという事ですよね。自治基本条例の中にはそれらがあるので、敢えてもう1度ここに入れるということであれば、別に重複してはいけないという事ではないのですが。用語を入れておいた方がこの条例を読んでいく人にとって理解しやすいとか、大事な用語できちんと分かっていたければならないので入れなければならないとか。そのような意思があった上で用語を入れるという説明を推進委員会で行わなければならないと思います。
委員	用語の定義、文言を入れるかという問題で、少し話が戻りますが、市民活動団体の件で資料1の条例では市民公益活動団体、自治基本条例は市民活動団体になっているという話をさせていただいたと思います。私も改めて条例の内容、意味の部分を読んだ時に、公益目的の実現に向けて取り組む団体を言っているから市民公益活動団体という表記であったと私は改めて認識しました。自治基本条例で市民活動団体について書いてありますが、自治基本条例の定義に合わせるのであれば、書き方がもう少し変わるのかなと思います。 自治基本条例の第16条で市民は、地域の活動及び地域の課題解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に向けて取り組む団体と書いてあります。公益性というのは、恐らくこの地域まちづくり協議会条例においては多分ずっと繋がってくるものだと思います。後で協働の話であるとかにも関わってくると思うんですけど。むしろ公益というところ言えば、まちづくり協議会の方がそのような公益性を持つのかなと思いました。 凄く細かい話なのですが、自治基本条例では市民活動団体、地域まちづくり協議会条例では市民公益活動団体と入れるのか。意味として、地域まちづくり協議会というのは存在して、自分たちの自治会だけでなく、様々な団体と広く活動を行い、かつその行政とも行うという意味でより公益性のあるものというふうに繋がるのかなと思ったので。 もしこの文章のまま公益目的と入れるのであれば公益活動団体の方が。市民活動団体にするのであれば、自治基本条例の書き方に合わせる方がいいのかなと思いました。
事務局	条例上は共通する目的の実現に取り組む団体という表現をしています。自治基本条例では取り組む団体を自主的に組織するという表現がありますが、明確に市民活動団体という用語の定義は自治基本条例上出てきません。その説明が第16条にあり、そこから抜粋といいますか。少し引用してきているようなところですよ。 先程委員がおっしゃった公益目的というのは、条例の解説文に記載をしている文を引用したというものです。条文上は出てこなくて、解説には出てくるというようなところで少しややこしい引用をしているところがあります。公益とか公益ではないとかを含め、自治基本条例上はこのように表現されているので、条文に一致させるというのも可能かなというふうに思っています。

部会長	それは考え次第ですね。市民活動団体という名称にするのであれば、私は合わせておくべきだと思いますし、それこそ委員が先ほど指摘した様に、公益が大事だという事で敢えてここでは市民公益活動団体という用語を残すという考え方もあると思ういます。別にここで公益の話をする必要はあるのかという気がします。地域まちづくり協議会に入る様々な市民活動団体が、公益かそれとも共益を目的にしているのかと考えるととても難しいように思えます。例えばまちづくり協議会に入って一緒に活動しようという団体が、どちらかといえばより共益に近いようなことを目的としている団体であってもそれを排除するという事には多分ならないですし、一緒にやっていこうという事になると思います。よってあまりここで公益がどうこうという必要性というより、敢えて新しい用語をもう1つ作る必要は無いのではないかと私は思うのですが。
事務局	ありがとうございます。おっしゃる通り、地域の中で活動される団体は色々な属性があるかなというふうに思っております。先ほど共益とか公益という話もありました。ただ、最終的に目的として一致しているのは、きっと地域の中で、活動やそこで生じた課題の解決に取り組んでいきたいねとか、地域を良くしたいねというところが、団体を立ち上げる時の共通の思いであるというふうに考えております。故に公益的な意味で含めると、共益公益とかということではなくもう市民活動団体として、ネットワークの中に一構成員として加わっていただくというのが理想的かなというふうに思っております。したがって、条例では市民活動団体という形にさせていただきます。後ろの方は、解説文から公益目的をというようにところも少し引用してきましたが、基本的には条文第16条第1項のから引用して、幅広い形でとらえるようにしていきたいと思います。
委員	別の項目でよろしいですか。資料1の(5)参画というところなのですが、それについて2つ疑問があります。まず資料2では、参画という用語が第4条の(3)にしか出てこないです。ここでの意味とは少し違うのではないかなというのが1つです。それとこの参画のところを見ますと、市の政策等の立案とあるのですが、まちづくり協議会が市の政策等の立案というのは何か違うような気がするのですが。
部会長	多分、これは市政の参画の部分、文言を引用しているからですね。自治基本条例でおそらく参画という話になった時に、市政参画という繋がりがあり、参画の部分だけを引用したら、そのニュアンスが残っている為、今指摘をいただいた様に資料2の第4条の(3)の参画している団体となると何か違和感があると思います。また、協議会の条例の内容を見る限りは、今のところ(5)参画は足さなくてもよさそうですね。(6)はもしかしたらあってもいいかもしれないですけど。もしこのままいくと混乱が生じてしまいます。参画という用語がこの地域まちづくり協議会条例の中でほとんど出てこなくて違う使われ方をしているのであれば、やはり参画は無い方がいいですかね。敢えてこの参画を定義し直すという必要もないのではないのでしょうか。
委員	これがまちづくりへの参画というのであればわかります。したがって、市の政策等の立案という部分については少し考えていただきたいなと思いますね。
部会長	条文の中で出てくる用語で、きちんと理解してほしい重要な用語については定義を残してもいいかなと思います。協働という文言は出てきています。第1条に協働のまちづくりと書いてありますので。残すとしたら(6)だけ残しますが。この内容で推進委員会に提出しましょうか。あと住民自治をどうするかという話なのですが、先ほどの第1条のところで検討の候補の(ア)を選ばなかったので、住民自治という用語はこの条例の中に出てこないことになります。その為、敢えて用語の定義をする必要はないという事で、住民自治の定義は不要ということでもいいですか。ありがとうございます。では、第2条に関しては用語という条文のタイトルを定義に変えるということ。そして、(3)の市民活動団体については自治基本条例の記載に合わせるということ。追加として、(6)の協働に関する定義を追加するという事でよろしいですかね。ありがとうございます。これもまた後で、何か気になる点等があれば言っていたいただければと思います。
(再検討項目(第5条 活動)について、委員からの意見・質疑・応答)	
部会長	第5条については推進委員会の方で、第3項の地域計画を策定するという規定だけではなく、その計画に基づいて活動するという表現をきちんとした方がいいのではないかなという指摘がありました。あと、条文を計画の策定と何をやるかという役割に分ける事。計画のところでは市が作成している総合計画との整合性を確保するなど、計画の話をもう少し詳しく書いた方がいいのではないかなという指摘もありました。これについて、市にて案を考えたという事です。まず、事務局は条文を活動に関する条文と計画の策定に関する条文に分けるという方法を選んで案を作成しています。まずそれでいいかどうかということが1つです。次に、活動に関する条文のうちの3つ目、地域まちづくり協議会は、地域の市民がまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し、ネットワークの構築を行うこと、という地域まちづくり協議会に期待されている役割についての記述が追加されていて、これを残すかどうかということ。3つ目は、地域計画の策定の3項目、地域計画の策定にあたっては阪南市総合計画との整合性を図るものとするという条文を入れるか入れないかなという事です。3つほど論点があるのですが、全部についてでも一部についてもいいです。もちろんそれに全然関係なくてもいいですので、ご意見があったらどんどん発言をお願いしたいと思います。1つだけ先に聞きます。活動と計画の条文を分けた方がいいのではないかなということについて、私は分けてくれて、前よりわかりやすくなったかなというふうに思っていますが、皆さんはどう思われますか。当初、私は分けなくてもいいかなと思っていたのですが、おそらく分けられた条文の後に、それぞれ活動や計画の策定が括弧書きで付記されるので、そういうものがあつた方が、見る側にはわかりやすいのかもしれないです。

委員	この地域計画を策定するという言葉について、様々なパターンがあると私は思います。地域にはやはり色々な課題があり、その全体の課題を解決する協議会を作るパターンもあります。またその一部の、例えば高齢者の問題だけを扱う協議会もあります。全体をまとめて計画するのであれば、地域計画を策定できるような気がするのですが、子供だけとか老人だけの問題を解決するのに、全体の計画の策定は到底出来ないと私は感じます。したがって、活動はこの条文でいいかなと思います。地域計画の策定は、その全体を把握してやる方にとって、これは必要かなと思いますけども。
部会長	重要な指摘をありがとうございます。確かに、テーマをいくつか選び、それについて重点的に力を注いでやっていこうというふうに考えるまちづくり協議会が出来た場合、特に地域計画の策定の第2項は書きにくいです。地域の将来像とまちづくりの基本方針の部分、特に将来像は、例えば一部の限定した事業に関する将来像を書くだけというので、すんなり理解してもらえるかどうかです。おそらく、計画期間や活動内容は書けると思います。
委員	質問ですが、理想とするまちづくり協議会はこういうふうになりたい等がある一方、今の状況の中で高齢者向けの活動しか出来ませんということはあるのかなと思います。よって、向かう目的や理想と現実のギャップがあってその中で今出来る事は、テーマの中でこの部分だけでよいとなる事はあると思います。ただそれを、今度計画策定して、市長が認定というその認定の度合いがどの程度なのか。そこをどう作っていくのかということところとも関わると思いますので。前も言ったかもしれませんが、計画策定とそれをどういうふうに手続きするのか。書類が膨大になったらもう大変になりますので。その辺りについては、少し調整が必要なのかなと思います。物理的に出来ないのかなと個人的には思います。
部会長	そうですね。どうすれば、すんなり受けとめられるようになるかです。地域計画の策定の第2項を残すとしたらですが。
事務局	ありがとうございます。おっしゃるように、最初は元々の資料ではこのような表現も一部、まちづくりの目標とか、活動方針ということを書いたらというものは記載していたのですが、そもそもそういうことを、このような条例上に記載をしていくのかどうかということも1つあるのかなというのがあります。ただ先ほど委員もおっしゃいましたが、地域まちづくり協議会としては、その地域にある多様な団体がネットワークとして、組織構成会員として存在しているというのが前提としてある中で、様々なところからの課題や現状とかを吸い上げている中で、このような地域になればいいよねというような将来像やビジョンみたいなものは見られるのではないかなと事務局としては考えていたところです。その中でやはりこの地域というのは、委員がおっしゃったように、高齢者に関する課題が他と比べて多いので、高齢者に特化した取り組みを行っていかねばならないというようなまちづくり協議会もあるのかなと思っております。それは一部の活動計画の中で、そのような取り組み方針を決めて取り組んでいけばいいかなと思います。その課題が解決すると、子供の方にも少し手を伸ばしてみようかなとか、活動を少しずつ広げていくということも組織としては可能なという事を思っていたところです。よって、今先ほど委員がおっしゃったように、テーマ型になったときに全体の将来像というのはなかなか描きにくいのではないかなと言われたときには、確かにそうかという気も少ししましたし、悩ましいなと思っています。
部会長	委員が述べたように、どこまでのものをどれぐらいの分析を踏まえて書かなければならないのかということと関係するだろうなと思います。
委員	地域の将来像というよりも地域の目標と書いた方が書きやすいと思います。高齢者の足を確保するとか、目標を書く方が少しわかりやすいのではないかと。将来像というのは曖昧すぎるような気がします。
部会長	おそらく役所が作る総合計画とは、少しニュアンスを変えていった方がいいかなと思います。まちづくりの基本方針という文言もそれでよいのかどうか。活動をどのようなルールで進めるかということだと思う。もしこの項目を残すとすれば、少し書き換えた方がいいかもしれないです。残すのであればおそらく、地域計画を策定していく上で雛形みたいなものを準備するのであれば、それとの関連も合わせておく事も考えなければならないと思います。考えた上で、残すか残さないか。残すのであればどのような文言にするかという事を整理しておいたほうがいいかなと思います。
委員	活動のところできちんと項目を設ければ、わざわざ計画を策定するという項目は不要ではないかなと私は思います。また、総合計画との整合性といったところまで把握しながらやっていくというのは、総合計画自体が全市民に行き渡っているかどうかはわからないところでもあります。私も計画した関係で、総合計画は読んでいますが、一般市民がそこまで理解しているかどうかはわからないと思います。
部会長	計画についてはどちらともいえるのですが、とりあえず総合計画について整合性をはかるのは難しいと私自身は思います。行政と協力のもと、自分達の力でどのようなまちにするか計画を作っていく中で、総合計画の事をあまり意識する必要はないのではないかなと思います。市としてはどうなのでしょう。

事務局	総合計画は10年、12年単位で作成しています。まちづくり協議会につきましても、それに合わせた形で方針を変えていくことが出来るのかという事は非常に担保を取りにくいところかなというふうに思います。よって、ある程度の範疇の中といいますか。市の大きな目標の中でありましたら、その分は計画を作っていただいたら、認めていくことになるのではないかなと思います。従ってこの項目は逆に条文にしない方がやりやすいかなと私は思いますけどね。
部会長	まちづくり協議会で活動していく方にとっても、敢えてこれを条文にしとかなない方がいいかなと思います。もし、その整合性まではやらなくても参考にしてねというようなことを残すのであれば、それこそ解説や補足みたいな条文以外のところで文言を少し工夫して残しておくということはありかもしれないですけど。
委員	先ほど述べた、第5条の第3項の最後に地域計画を策定することが書かれているので、その地域計画の書き方を下に書いていただいたらいいのかなと思いました。今、第〇条になっている部分にこのまま書いていただいて。やはり私は、地域計画の策定を総合計画に合わせるというのは難しいと思うので、自由に考えていただいて、それが外れているようであれば市からその事を言っていただくぐらいの方がいいかなと思います。
委員	総合計画を作られる時は、地域の皆さんの意見や課題を市が抽出していると思います。従って元々その地域まちづくり協議会を作って何か計画を立てるとなると市の考えと重なる部分があると思います。あと、あり方について、地域まちづくり協議会と行政がどの立場なのかなと私は少し議論として気になったところがありました。総合計画に合わせるべきとなると何か主従関係が見えてくるように感じる。あくまで対等であるということを見せるために、この情報を削除する方がいいのかなと思いました。
部会長	ありがとうございます。それでいいと思います。総合計画の部分については多分もう削除するという事でいいかなと思います。
委員	後から細則の部分で少し意見ということだったのですが、阪南市の総合計画と合わせるとは非常に難しいと思います。 ただ、地域まちづくり協議会条例の本当の意味するところの具体例を、ある程度リストアップして明確にした方がこの趣旨に沿っているのではないかなと思います。それは細則の部分で、例えば複数の項目があり、その中のどれを選択するかはいいとしても、何か具体的にこういうことを行って欲しいという事が事務局でもあると思います。その部分を明確にした方がいいのではないのでしょうか。例えば地域資源の活用や子供の居場所づくり、防災等。そこが明確でないと何を行うのかというのが明らかに見えてこないような気がします。 本条でいうのとは別にして、細則のところ例えば具体例をある程度、事務局が描いている方向のような、書いてはいけないうのもわかりませんが、例えを書いた方が、この条例の意味が明確になるのではないかなと思います。
事務局	そこを明確に我々が出してこのような課題がありますよというより、私達はまちづくり協議会とかを作るにあたり、準備資金として3年間で各50万円ずつ、合計150万円をお渡しするという補助金を作成させていただいています。それを活用しながら、我々は何をしていただきたいかと言いますと、地域の方の意見を聞いたりアンケート調査等を通じて社会課題を明瞭に把握していただく、一部の方に偏らない形で、全住民アンケートを取る等というようなことを今ずっと検証させていただいたところがございます。その辺りを少し踏まえて、課題を抽出していただくということを我々は進めさせていただいているところがございますので、そのように解釈いただけたらなと思っております。
部会長	先ほど委員も述べたように、条例の中にその具体例を入れることは出来ないと思うのですが、地域まちづくり協議会はどのようなところやどのような活動をしているのか、具体的にこのような事を行っているよという例として、少しイメージするものがあつた方が、自分達のまちではこのような事が出来るのではないかと考えやすいという意見かなと私は思いました。そのような情報提供の仕方は、多分これまでも行われていると思いますし、これから周知をするときの資料に、阪南市で既に行っている取り組み等を紹介する事でいいと思うのですが、例えを交える等、わかりやすい情報提供をきちんと行っていってくださいというふうに思っていたのではないかな。 準備資金で3年間何をするかという話になると、より具体的な話になっていくので、その話はここでは置いておきたいなと思うのですがよろしいですかね。
委員	資料3の対象経費50万円、3団体と言われる部分の詳細を記載ということで、子育て支援や高齢者支援、多世代交流という用語が出ていますよね。それらを条例の中に載せる事は出来ないかなと思いました。

部会長	それはできないです。 周知のときに、条例をそのまま皆さんに渡してこれでやってねという事は絶対なく、地域まちづくり協議会を案内する例えばパンフレットを作成する時に、今言った具体例を少し挙げていただいた方がわかりやすいよという事だと思います。それはしてくださると思います。 条文で私は活動と計画を分けたらと言ったのですが、一緒の方がいいでしょうか。 地域計画の策定は別に条文が1つだけになっても残しといてもいいかなと私は思っています。加えて活動に3項を入れています。これがとても大事なかなと思います。今まで部会の中でも、そして推進委員会の中でもやはりネットワークをきちんと作っていくという言葉がキーワードとして出てきていると思います。地域まちづくり協議会の活動として事業を実施するか、そこで留まるのではなくその為にきちんと人を繋げていくネットワークを作ることというのが重要だという事を落とし込んだというふうに私は読みました。これを是非とも活かしたいなと思うのですが、いかがでしょうか。 ただ、これはそれぞれの活動内容のそれぞれは市民を指すのでしょうか。地域の市民を指すということでもいいのでしょうか。
事務局	主語は、地域まちづくり協議会は、という形にさせていただいております。よって基本的には、地域におられる団体とかお互い活動内容というのを理解して、ネットワークを組んでいきましようというような趣旨で記載をさせていただいております。
部会長	わかりました。ありがとうございます。これで、第5条の活動の部分はこれでいいのではないかなと思うのですが、どうでしょう。
委員	始めの提示資料の部分にも、地域計画を策定することとあります。それが無くなっているの で、次の条文に行ったらそれでいいと思います。
部会長	計画の事を1つの条文に書いていたので、どの順番で書くかについて煩雑であれば、計画の部分だけ外に出してしまった方が単純明快だよということだったわけなのですが、これでいきま しょうかね。活動と計画については第5条の後に、地域計画の策定という条文を作るという事 で、第5条の内容はこれでいきましょう。 総合計画については敢えて書かない。削除するということにしたいと思います。あと、地域計 画の策定の条文の第2項の書き方を残すのであれば、少し修正をお願いしたいということ です。よろしいですか。
(再検討項目(第7条 行政の助言及び支援)について、委員からの意見、質疑・応答)	
部会長	では次に、第7条、行政の助言及び支援となっていますが、それだけでなく、地域まちづくり 協議会と行政との関係性が見えるような言葉を追加して欲しいという意見があったと思いま す。それを踏まえて、事務局の案として、助言及び支援を行うとともに、地域まちづくり協議 会と「連携協力」という用語を入れています。これでいいかどうかということですが、皆さ ん、ご意見いかがでしょうか。 ちなみに私はその連携協力はどうか以前に、地域まちづくり協議会と連携協力の、地域まちづ くり協議会という用語を削除しても良いのではないかなと思うのですが、敢えてここは入れな ければならないでしょうか。「行政は地域まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、そ の活動について適切な助言及び支援を行うとともに、連携協力を図るものとする」という文で はいけないでしょうか。はい。許可が出ました。あとは、連携協力という用語でいいかです ね。
委員	連携協力という用語の定義は不要ですか。
部会長	どうでしょうか。必要でしょうか。連携協力といきなり言われると、説明が出来ないのです が、敢えて定義するほどでもないような気がします。辞書を引いてわかるのであれば必要ない かもしれません。 ただおそらく補完というのは、あんまりだと言って削除した気がします。様々な関係性を表 す用語がある中で、どれを選択するかということですね。連携、助言支援をする。一緒に事業 連携して協力し合って事業をするということがあり得るということで、このような用語を入 れてくれたのかなと思います。違和感はありませんか。 では、ここについては、元の条文に、連携協力を図るという事を入れるとして、第7条の括弧 書きの行政の助言及び支援はどう変えるのですか。助言支援連携協力と書きますか。それは検 討してください。
(再検討項目(全体のまとめ)について、委員からの意見、質疑・応答)	
部会長	では、駆け足ではありましたが、検討しなければならない事は一応全部検討したかなと思うの ですが、事務局これでよろしいですか。

事務局	ありがとうございます。本日、議論をいただいております、第1条もハイブリッド式で1度いいのではないかなというお話いただきました。この第1条については、最初に目が入るところもあり、出来る限りわかりやすく主旨が伝わるような表現が望ましいというようなご意見をいただきました。よって、そのような形で少し修正をしていきたいなというふうに思っているところです。 第2条の定義につきましては、参画とかを入れることにより齟齬が生じるとか、意味がわからなくなるような表現の語句とかも入れてしまい申し訳ございませんでした。色々整合性が図れるような定義になったのではないかなというふうに思っています。恐らく、これ以上盛り込まなくてはならないような語句は見当たらないと事務局では考えております。 活動につきましては、私達の方としましてはやはり活動と計画は、敢えて切り分けた方がわかりやすいかなということもあります。また活動というタイトルの中で、計画の中身をどんどん変えていくというのも少し難しく、わかりにくくなるということも思っております。 よって、ご議論いただいた内容でいけるかなと思っております。 計画策定の記載内容につきましては、将来像より目標の方がわかりやすいかなというようなところもあります。また、まちづくりの基本方針で結局何なのかという話もあるかもしれませんので、活動方針とかがわかりやすいのか、そこら辺はまた事務局で検討させていただきたいなと思っております。 最後に第7条は、タイトルの方で行政の助言及び支援というのがタイトルとしていいかどうかということも、このままなのか変えるのか、事務局で考えさせていただきたいなと思っております。 一通り本日いただいたご議論で、推進委員会の方に報告ができるのではないかなと考えております。ありがとうございます。
委員	検討した第7条の行政の助言及び援助ということになっているのですが、それは第8条になりますよね。その部分を修正していただきたいです。
事務局	こちらお示しさせていただいたのは、前回の委員会の資料を少し引き合いにしてやっている第7条だったという事です。地域計画を分けて、地域計画の条文を新たに1条追加すると繰り下げになっていくので、第8条という形で素案の方はお示しをさせていただきます。少し齟齬が生じて申し訳ないです。
部会長	ご確認ありがとうございます。資料は色々変わっていったので、推進委員会の資料を作成する際に、確認をよろしく願いいたします。
	とりあえず次第4は終わりということで、次に次第5のその他について、事務局説明をお願いいたします。
【その他について】	
事務局	その他について、資料3に基づき説明。
部会長	今、事務局としてこのような事を考えていますよという事をまとめて教えていただきました。補助金の方は先ほど説明していただいた通り、地域まちづくり協議会が設立して活動していかれるにあたり、このような補助金をと考えているということですね。従って設立に向けて準備段階ではこれが当てはまるわけではなく、また別のことを考えているという事を先ほど少し説明されていたかと思えます。 あと地域計画では、このような事を書いてもらうというのが挙がっていますが、先ほども言った通り、条例の条文と文言が必ずしもがちりちりと一致しなければならないという訳ではないと思います。齟齬がないようにだけ気をつけていただきたいと思います。 どうでしょう。今事務局でこのような説明をいただきましたが、これについて何か質問とかご意見とかあればお願いいたします。
(その他について、委員からの意見、質疑・応答)	
委員	話が戻るかもしれないですが、活動計画を提出してもらうときの活動計画案と予算は不要でしょうか。
部会長	それは年度ごとに、予算を作るという話になるのでしょうか。地域計画を出すときは、予算は考えられるでしょうか。多分、年度ごとに地域計画数年間のものを踏まえて、年度ごとに今年このようなことをします。これに予算を費やしますというふうな資料を作成されることになると思うので、年度ごとの事業計画と予算、あと前年度の実績と決算案というものを総会に提出していくということになるのではないかなと思います。
事務局	実際のところは、収支の方は一定、事業をするにあたってどれほど見ているというのは先ほど部会長もありましたが、実際事業するにあたり費用が必要になって参りますので、その辺のあたりも事業計画の中に落とし込んで変えていただくような形かなと思います。
部会長	地域計画は不要ですね。認定のときに出す計画とは関係ないですね。
事務局	地域計画上は不要です。地域計画ではなく、認定の際に提出していただくときにはついていたと思います。

委員	私もその地域計画に関して、これはどの場面でどのようにするものかなという事はまず思いました。しかし先程の認定してもらうために、このようなことを書いて、阪南市に提出して認定されて認められる。そのために必要な情報ということで。今度その後手続きとして認定しました。まちづくり協議会に補助金を出しますというふうになったときに、あくまで補助金を出しますというだけの判断なのか、あくまで予算を出したのに対して出すのでしょうか。地域としてこの事業はしますよというのがあり、この事業をするという予算を立てると思うのですが、地域まちづくり協議会を運営するための費用というのかかると思います。多分その費用のことを、補助金の太枠を記載と書いてあるのはそういうことだと思います。あくまで地域まちづくり協議会を運営するための補助金ではないので省か。そこはその地域の中で多分話し合って決められるというところはあるのかなと思います。
部会長	手続きをどう進めていって、どの段階で何に対して資金が出るのかという話ですね。それが少し腑に落ちないので、すっきりしたいのですが。
事務局	我々も考えていかなければならないところかなと思うのですが。地域計画の中で金額を入れたような形で提出してしまいますと、地域計画自身が後年度において成り立たないような状況とかがあり、それがテーマ別みたいな形で協議会を作ったときに根底から崩れるということはあるかなと思います。それはあまり望んでないというところがあります。ただあくまでも、我々が仮に認定しようかとなってきたときには、そのあたりをチェックさせていただかないと、後年度の持続性というところもあるかなと思います。どのような内容でくるかというのはわかりませんが、そのあたりはヒアリングさせていただくのかなと思っています。
部会長	待ってください。少し意味がわかりかねます。何が出てくるかわからないのでチェックしますというのと、何を書いていいのかわからないので相談します。と多分、まちづくり協議会を作る人はいると思います。どの程度の内容のものを地域計画として最初に出す必要があるのかという事はある程度固めておかなければ、お任せして提出してもらってから話しますよと言えば怒られるような気がします。あと資料3の地域計画の記載事項に、事業計画とあるのでわからなくなってくるような気がします。
事務局	この事業計画につきましては、地域計画自体は、先ほど委員もおっしゃっていただきましたが認定をまず受ける際に、自分たちの地域まちづくり協議会というのは、この計画期間を定めてその間、このような活動に取り組んでいきますというような計画が、事業計画に該当します。そこには予算を書く、と、極端な話出来る・出来ないの話もありますので、そのような事は地域計画上には書かない、と考えております。あとはその補助金をいただく時には、別の補助要綱を設ける形になります。その時に何に、どれぐらいの予算を使用すると考えているのかという詳細な収支予算書も含めて、別途提出していただく必要があるのではないかなと考えています。
部会長	であれば、どこでどの意味でどの用語を使うかという、言葉の使い分けをきちんとしなければ、読み手が混乱するかなと思います。活動内容、すなわち計画期間内で何をするかという事を地域計画には書いていただくということですね。何か事業計画と書いてあると、資金がついてくと思う人もいます。予算とセットかなと思う人もいるかもしれないので、その辺りは誤解がないように、言葉を上手に選択してください。
委員	参考資料2を説明していただいたら、認定申請から、色々必要な事が書いてあります。ただここに予算が書いていないです。そこら辺は必要ではないかと。その様式の形ですね。
部会長	地域計画は認定ではなく、補助金とセットですか。
事務局	地域計画につきましては、まちづくり協議会を立ち上げて、認定をいただく際に、必須として付けていただきたいなと思っています。認定に必要なのは、今の時点でのたたき台の第2条で、地域まちづくり協議会条例と照らし合わせていきますと、条例では第4条、規則では第2条になるのですが、まずは規約をつけていただきたいです。それと役員名簿。それぞれネットワークを構築している組織の名簿。次に、地域計画です。その次に自分たちの活動の区域、まちづくり協議会のエリアはここですというものを提出していただいて、審査等々問題なければ認定として地域まちづくり協議会になります。地域計画の資料3の事業計画というものは、非常にわかりにくくなるかなというところで、他市の方では具体的な取り組みの事業内容というような表現もあり、その方が多分わかりやすいのかなと思っています。実際事業計画とかというのは、補助金申請する際に、収支計画書と事業計画書を一緒に提出してくださいねというような運びになるかなと思っています。
部会長	ありがとうございます。施行規則を見ると認定されて、活動した後どうするかということが書かれているということですね。これはこれでいいと思います。他何か質問とかご指摘とかありますか。

委員	条例があって、その施行規則も書かれてあるのですが、私たちも今までまちづくり協議会で、生協が私たちの活動を支援するために応募してくださいというふうなことで応募して、その支援を受けました。支援を受けたのはいいのですが、年度末にきちんと活動計画で決算を繰ら使用したのかという事で、かなり最後の活動報告、収支報告というものがすごく大変な労力が必要になります。 この条例もそれに全く近いような形になりつつあるので、出来るだけこの条例や規則が、市民の活動を奮い立たせるような条例で、あまりにも厳しく、あれもこれも必要ですという様なことになる活動がしにくいのではないかなということを私は感じます。従ってそこら辺を行政の方で、必要なものは必要だがこの場合は不要である等、ある程度柔軟に判断していただきたいなというふうに思います。
部会長	ありがとうございます。金回りはきっちりしなければならないところもあると思うのですが、緩急を上手につけて、ものすごく緊張しながら事業し続けなくていいようになつたらいいなと私も思います。ありがとうございました。他に何かありませんか。よろしいですかね。ちなみに、本日の部会の後どのような感じで進める予定かを聞いてもいいですか。
事務局	事務局としましては、条例を3月の議会に上程をしていきたいと考えているところです。ということはその遡りでいきますと、皆様の方に広く波及するような条例になって参りますので、パブリックコメントを約1ヶ月間とるとするような流れになります。当然その前には、きちんと推進委員会の方にご報告をさせていただいて、皆様のご承を得た上でという形になります。従って1月ぐらいには推進委員会をさせていただき、それでいければ、1月から2月にかけて、パブリックコメントを行います。そして3月に条例を上げさせていただければ、4月1日から施行だというようなスケジュールにはなろうかと思えます。しかし実際に推進委員会の方でまた多くのご意見をいただき、まだ議論が足りないのではないかなということになりましたら、それはまた順次検討していかなければならないかなとは思っております。
部会長	ありがとうございます。今の事と関連してそのスケジュール通り行った場合、パブリックコメントの募集結果については推進委員会にはどのタイミングでお知らせいただけるのかっていうのが1点。 あと、規則とか要綱をこれから作っていくということなのですが、推進委員会の議事録を見ても、その内容は当然事務局で考えていただくことだというふうに委員長も説明されていましたが、どのようになったかは推進委員会に教えてもらえると思うよとおっしゃっていたように思えます。それもどのタイミングで私たちは知ることが出来るのか。わかる範囲で教えていただいてもいいですか。
事務局	パブリックコメントにつきましては、順当にいけば1月から2月に開催出来るかなと思っております。その後、すぐに議案の上程という動きになるのですが、それと併せまして推進委員会の方には報告をさせていただけるかなと思っております。申し訳ございませんが、議会の関係もありそちらの条例の方が先に挙げさせていただいて、後報告になってしまう可能性もあるかもしれません。それが間に合わないようであれば、書面等でも、このような考え方をさせていただいていますというご報告も出来るかなと思っております。 従って年末ぐらいまでに、推進委員会を再度開催する事が出来ればなと思っています。
部会長	1月に推進委員会を行って、もう1回、年度末3月ぐらいにやるかもということでしょうか。パブリックコメントの状況次第ではということですね。わかりました。順調に進めば4月1日に施行ということですね。そのタイミングで規則や要綱、手続き、様式をきちんと作ってくださいという事をお願いしたいと思えます。 委員の皆様もご存じだと思いますが、自治基本条例と住民投票条例のときに、作る作ると言っておきながら住民投票条例を準備できていなかった為に、色々問題になったというか、ご迷惑をかけたところがあったと思います。やはりこの自治基本条例の推進委員会として同じことを2回したくないなと思っています。程度が違うというふうに言われるかもしれませんが、やはり計画的に準備をしていくということが重要なかなと思います。大変なのは重々承知なのですが、きっちりと揃えていただけるように、私の方からこの段階でお願いしておきたいと思えます。どうぞよろしくお願い致します。 では、いかがでしょうか。何かご意見ないですか。もうこれで終わっても良いですか。
事務局	すいません、1点だけ補足させていただきます。本日いただいたご意見を踏まえまして、条例を修正させていただきたいなと思っております。推進委員会を次回開催させていただくまでに、部会の皆様にあらかじめご報告をさせていただくかどうかも含めて、そこら辺はまだ部会長と相談をさせていただきながら進めたいなと考えております。よって次は開催する運びとなりました、推進委員会という形になります。 時期としてはもう来年になってしまいますので、来年の1月中には行いたいなと考えております。
部会長	では、予定していた案件が全て終了いたしました。本日は、年末のお忙しい中出席ありがとうございました。また、たくさんご意見いただきありがとうございました。事務局の方でまとめてくださって、またご連絡あるかと思えます。引き続きよろしくお願い致します。ということで、司会にお返しします。
司会	ありがとうございました。それでは第7期阪南市自治基本条例推進委員会第2回検討部会を開会とさせていただきます。本日はありがとうございました。